

電子投票を一時休止する条例

議員提案第5号白石市議会の議員及び白石市長の選挙における電磁式投票機による投票に関する条例の一部を改正する条例（提案者 四竈英夫議員 他賛成議員16名）については、定例会初日（9月2日）の本会議で提案理由が説明され、定例会3日目（9月7日）に質疑が行われた後、総務財政常任委員会に審査が付託されました。同委員会では9月13日に審査した結果、原案のとおり可決しました。

審査の中で議論されたおもな点は次のとおりです。

〔提案理由〕

昨年、マニフェストに電子投票の推進を掲げている民主党政権が誕生したが、何らの前進も見受けられない。また、電子投票事業から撤退する業者が相次ぎ、競争原理が十分に発揮されず、導入費用の軽減が図られない現況である。そのため、国からの特別地方交付税を見込んでも、自書式投票と比べて1千万円近く経費が多くなり、本市の財政に大きな負担をかけている。

よって、国が電子投票を積極的に推進しない現況に対し、猛省を促すためにも、来年4月執行の市議会議員選挙では、電子投票を一時休止し、自書

源措置がなされた場合と考える。

〔質疑〕提案にあたって、提案者や賛成者の支持者等に見を聴いたと説明があったが、その内容について伺いたい。

〔答弁・提案者〕正確な人数は把握していないが、提案者や賛成者の日頃の活動の中で、様々な年齢層の支持者との話し合い・会合等の機会を利用し、意見を集約したものである。

〔質疑〕支持者等へ経費の面についてはどのような説明をしたのか。

〔答弁・提案者〕電子投票関係経費が約2千180万円で、電子投票を行うことによる経費節減分が約95万円であり、電子投票にかかる特別地方交付税、1千147万円が交付されても差し引き約98万円、市の負担が増えることなどを説明した。

討論

〔反対〕来年度白石市議選において、電子投票を行わない旨を定めようとする本案には非常に唐突感を覚えるものである。提案者は電子投票支持者であり、すでに計上の電子投票予算に賛成しているにもかかわらず、「自書式より1千万円近い経費を要する」又、「電子投票を積極的に推進しない国への猛省を促す」等の理由での、休止提案は余りに整合性・効果性に欠け、近視眼的といえる。

自書式より経費を要するのは以前から承知の事。又、休止で国の猛省がどれほど期待できるのか、根拠不明である。議会制民主主義において、市民の代表を決める選挙は重要中の重要、その意思を正確に反映できる最良の方法で行うのは当然の事、現時点では、無効票がゼロの電子投票は優れた手段であり、その費用は、必要不可欠なもの、又、市民の代表たる議員には、市民の政治参加の権利を守り、かつ

その権利が最大限に発揮可能な環境を整えていく責務があり、本案はこれに反する行為である。

よって本案に反対である

〔賛成〕平成21年8月の衆議院選挙で政権交代した民主党のマニフェストには、電子投票の推進も掲げているが、1年を経過したにもかかわらず、今日まで何らの前進も見受けられない。電子投票に係る投票機器についても、導入する自治体が増えないことなどから、数社が撤退し残る1社の独占状態となり、競争原理が働かない状況にある。このため、電子投票導入費用の軽減が図られないことから、国の特別地方交付税措置だけでは不足するため、本市の財政に大きな負担となっている。「有権者の意思の正確な反映」と「開票の迅速性」を図る上から、今後も推進すべきであると思っているが、国の支援による自治体の負担軽減と投票機器において競争原理が働く環境を整うことを願うものである。

よって本案に賛成である。

